ミネベアでは環境に配慮した取引先から原材料や部品を購入するよう努めています。このような活動を一般に「グリーン調達」と呼びます。

今、欧州におけるRoHS指令(注1)、WEEE指令(注2)、ELV指令(注3)を踏まえ、電気電子機器、自動車部品を中心とするさまざまな製品から有害物質を排除、削減する動きが急激に強まっています。このような動きに対して、今後はさらに「グリーン調達」が重要性を増してくるでしょう。

■ 有害物質の禁止・規制

「ミネベアグリーン調達ガイドライン」に基づき、取引先からの購入品について有害物質規制を行っています。具体的には、有害物質の規制事項を網羅した取引先との間で取引基本契約書の締結を行っています。(締結済:約1,500社)

ミネベアが製品への含有を即時禁止する物質は、以下の通りです。

(2003年6月末現在)

1	**重金属** 1) カドミウム及びカドミウム化合物 2) 鉛及び鉛化合物 3) 水銀及び水銀化合物 4) 6価クロム化合物
2	**有機塩素系化合物** 1) ポリ塩化ビフェニール(PCB) 2) ポリ塩化ナフタレン(PCN) 3) 塩素化パラフィン(CP) 4) マイレックス(Mirex)
3	**有機臭素系化合物** 1) ポリブロモビフェニール(PBB) 2) ポリブロモジフェニールエーテル(PBDE)
4	**有機すず化合物** 1) トリブチルすず化合物 2) トリフェニールすず化合物
5	**石綿(アスベスト)**
6	**アゾ化合物**
7	**ホルムアルデヒド**

注記:使用用途により、別途禁止期日を設けている物質もあります。

■ ベンダーへの環境監査

取引先に対し、環境監査を実施しています。環境システム、業務管理、工程管理の項目に基づいて監査を行い、各項目を点数化して取引先を評価・指導しています。

監査の実施写真

グリーン調達DB(データベース)

グリーン調達に関する情報を共有化して、ミネベアグループ全体でのグリーン調達を行っています。

具体的には下記内容についてデータベース化し、運用しています。

- グリーン調達ガイドライン
- 化学物質管理規定
- ベンダーへの監査状況

用語説明

注1 **RoHS指令**
EUにおける「電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する指令」。2006年7月1日以降に上市する電気電子機器には、鉛、水銀、カドミウム、6価クロム、ポリ臭化ビフェニール(PBB)、ポリ臭化ジフェニールエーテル(PBDE)が含まれてはならないとされている。

注2 **WEEE指令**
EUにおける「廃電気電子機器に関する指令」。電気電子機器の廃棄物に関する製造者責任を強化する指令で、製造者がその回収、リサイクルの責任を負う。

注3 **ELV指令**
EUにおける「ELV(廃棄車両)に関する指令」。使用済み自動車の廃車時の環境負荷の低減、リサイクル性の向上などに関する指令。有害物資規制として、鉛、カドミウム、水銀、6価クロムが含まれてはならないとされている。(審議継続中の免除期限・項目有り)